

会 議 録

会議の名称	令和3年度第3回豊中市子ども審議会（WEB会議併用）		
開催日時	令和4年（2022年）1月27日（木） 10時00分 ～ 12時00分		
開催場所	豊中市役所第二庁舎3階会議室	公開の可否	可
事務局	子ども未来部 子ども政策課	傍聴者数	1
公開しなかった理由			
出席者	委員	小野(セ)委員（会長）、中橋委員（副会長）、安家委員、伊藤委員、植村委員、江尻委員、河合委員、神原委員、北川委員、北島委員、北山委員、許委員、佐々木委員、武市委員、伴野委員、星屋委員、望月委員	
	事務局ほか	<子ども未来部> 山口子ども未来部長、加嶋次長、 子ども政策課：厚東課長、保井主幹、石原課長補佐、大石係長、奈良主事 子ども事業課：加賀主幹 子ども相談課：藤田課長、江口主幹、出口主幹、児童発達支援センター高所長、 子育て支援センターほっぺ岡井所長 子育て給付課：橋本課長、糸数主幹	
議題	【審議案件】 1.（仮称）児童相談所設置基本計画（素案）の検討について		
審議等の概要 （主な発言要旨）	別紙のとおり		

令和3年度第3回豊中市子ども審議会（会議概要）

日 時：令和4年（2022年）1月27日（木） 10：00～12：00

（音声不良により30分の会議中断あり）

場 所：豊中市役所第二庁舎3階大会議室

出席者：小野(セ)委員（会長）、中橋委員（副会長）、安家委員、伊藤委員、植村委員、
浦委員、江尻委員、小野(美)委員、神原委員、北川委員、北島委員、北山委員、
許委員、佐々木委員、武市委員、伴野委員、星屋委員、望月委員

欠席者：浦委員、小野（美）委員、河本委員

○事務局

<資料確認>

<委員の出席、傍聴者確認>

○会長

では、案件1（仮称）児童相談所設置基本計画素案について、こども未来部長より諮問をお受けします。

○事務局

会長へ諮問書手交

○事務局

委員のみなさまには、原本のコピーをお配りしますので、ご覧ください。

○会長

次第に沿って進めます。まず、案件1の（仮称）豊中市児童相談所設置基本計画（素案）の検討について、事務局から説明してください。

○事務局

<案件1 説明>

○会長

まず、資料1、2は設置目的・効果等についての整理となるが、資料1、2について気になる点、ご質問いかがでしょうか。

○委員

資料1の条件について、児童相談所が主語になっていると思いますが、①について違和感があります。子どもが権利の主体であるという理念を明確にもっていることとした方がわかりやすいのではないのでしょうか。

資料2について、児童相談所を設置することで期待される効果とあるが、1では児童虐待通告・相談対応とあります。二元体制から一元体制にかわるという全体の概念図だと思います。それであれば、様々な親子関係を支える働きが児童相談所の役割のため、通告・相談と

いう順になっているが、本来は相談が最初にあり、ケースによっては通告となると思います。タイトルが児童虐待通告・相談とあるので、概念図が全体をさすのか虐待対応のみをさすのか整理が必要だと思えます。

○副会長

資料2の図について、児童相談所は虐待に特化されていると思われがちだが、多様な業務があると事務局説明にもあったので全体の図も示すほうがよいのではないのでしょうか。

○事務局

資料1の条件について、厚生労働省の児童相談所運営指針から引用しております。資料2の図については、虐待対応に焦点をあて、一元化によって大きく変わる点を概念図と示しております。全体図については今後検討します。

○委員

児童相談所の設置について以前より要望していたので、うれしく思います。令和7年に向けてということであるが、就学前施設で子どもたちと接する中で、安否にかかわってくる問題もあります。すぐに対応しなければ問題になると思われる家庭等もあり、家庭の様子を見たり、迎えにいったりしていますが、児童相談所ができることで、より早く対応していただけるように体制を整えてほしいです。また、市役所の対応の仕方についても意識を高めていただきたいです。

○事務局

児童相談所を市に設置することで意思決定がスピードアップされると見込んでいます。市の内部でどこが対応していくか判断して、48時間以内に対応していきたいと思っています。

○会長

続きまして、資料3、4について重点的にご意見いただきたいと思っております。まず25・26ページについてご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○委員

理念として、子どもの最善の利益を優先するのは当然だが、子どもに先入観や偏見を持たずに子どもの主張や意思を尊重して子どもの最善の利益を優先していただきたいです。子どもは家庭に帰りたいと思っているはずなど先入観や偏見は抑えていただきたいです。そもそも子どもの主体性を尊重するとはどういうことと考えているのでしょうか。言葉だけが一人歩きするのではなく、具体的な中身が問われます。児童相談所の問題だけでなく、ぜひ子どもたちの日常生活で子どもの主体性が尊重された保育や教育、地域の見守り、家庭生活が行われているか検証していただきたいです。

基本方針の中に、外国にルーツをもつ子どもなど多様性への文言がないため、多様な子ども・家庭に十分配慮されているか気になるところです。

25ページ下から2行目、家族再統合に向けた支援の充実をはかるとありますが、家族再統合ありきで進めるようにみえます。元の家庭に戻ることが子どもの最善の利益の視点にたったときに子どもの意志が本当に優先されているのか考えていただきたいです。実際に

事件も起きていることもあるので、家族再統合を前面に押し出さない方がよいのではないかと考えます。最も重要なのは子どもの最善の利益の優先であり、主体性の尊重です。そのため多様な安全確保、生活の確保をしていくことが必要だと思います。

○委員

25 ページ下から 4 行目、的確に代弁できる権利擁護機能とあるが、乳幼児はまだ意思の表明が難しいため具体的なイメージを教えてください。

○委員

26 ページについて、1 点目、ネットワークを構築する上で、保育・教育施設や学校、公民含めてネットワークを強化していただきたい。学校が新型コロナウイルス感染による学級閉鎖になっても保育施設等に連絡がない状態のため、民間施設にもしっかり情報が届くよう連携してほしい。

2 点目、未就園児の保護者に、公的機関の情報を届けることはハードルが高いです。児童相談所についてイメージしづらい情報や機能をしっかり届けていくことが必要です。

3 点目、軽度の連携についてです。相談で食い止めれば重度にいかない保護者の場合、子育て支援のネットワークに入っただけが重要だと思うので団体等と連携してほしいです。

○事務局

子どもの権利擁護について、弁護士に加え心理士も配置することを考えており、子どもの意見や考えをしっかりと聞いていくことができると考えています。また、児童相談所の運営については第三者機関を設置して検証していく予定です。

多様性について記載ができておりませんでしたので、検討します。

意思を代弁するイメージとしては、心理職など多様な職種が、年齢に応じた子どもの気持ちの的確に捉えていける体制を整えていきたいと思っています。

学校等との連携について、子どもに関する情報をどう発信していくのか検討していきます。また、未就園児の子育て世帯への情報については、母子保健課と連携して出生前から、また生後 4 か月の乳児家庭全戸訪問事業等で子どもの成長や養育環境の確認、その後についても心配な家庭について育児支援家庭訪問等で公的機関の情報を伝えていきたいと考えております。

児童相談所のイメージは確かに身近ではないため、身近なものと感じられるよう名称について、先行事例等を参考にしながら考えていきたいと思っています。既存の子育て支援のネットワークを活用し、今後軽度リスクの場合も含めて、虐待、様々な相談につながるよう進めていきたいと思っています。

○会長

多様性についてはご検討いただきたいと思っています。児童相談所が新たにできることで、市の体制が変わっても、既存のものが手薄になったり、既存のものでまだ弱い部分があるところに目がいなくなったりしないよう配慮が必要だと思います。

続いて第 6 章についてご意見頂戴したいと思います。

○委員

運営体制について、市の中に児童相談所ができ、一元化がされ、児童福祉に関する施設だけでなく市の中で独自に連携できるということだと思いますが、学校、幼保との連携が見えてこないです。子どもが課題を抱えている場合、措置についてケース検討の際、子どもに関わる人（学校・園・地域）にも一緒にケース会議に入っていただくことが重要であると考えます。

一時保護機能のところで特別な配慮として、性被害等の子どもへの支援とありますが、どのような支援をお考えでしょうか。また心理治療という言葉ありますが、文言が気になります。

○委員

27 ページの運営体制イメージ職務の機能分けについて、虐待を受けて子どもを保護、措置する職員と、その後の親子の関係の支援を同じ職員が担当しているとうまくいかないことが多いです。親にとって、子どもをとられた職員から親になるためのプログラムの提案を受けても受け入れられないことがあります。介入と支援担当は分けることをぜひ検討してほしいです。

36 ページ③人事異動について、十分に支援するためには家庭と長いつきあひが必要です。担当が変わる際には、十分な家庭の情報共有も必要ですし、職員の技量（ワーカーとしての）を次の人に伝えることも必要なので短い期間で人事異動しないよう配慮し、専門性を高めることを要望します。

○委員

子ども、保護者、近所の人にしても児童相談所等に相談することはハードルが高いと感じます。SOS カード等を学校でもらってきて、存在は知りますが、児童相談所が豊中にできることだけで本当に身近に感じるのか疑問です。学校や幼稚園、産科などへ児童相談所の職員が訪問する活動などが身近に感じてもらうために必要だと思います。運営体制の中に入れていただきたいです。

○委員

人事配置について、臨床心理士、ソーシャルワーカーは入らないのでしょうか。

一時保護後、幼稚園や保育園での受け入れがあると思うので、子どもの様子や保護者への指導など保育を進めるうえでしっかりとした連携が必要だと思います。

○事務局

性被害を受けた子どもへの対応について、性暴力被害を受けた子どもたちの支援機関等と連携しながら、ドクター、心理士、カウンセラーと協働しながら子どもたちの支援を行っています。また刑事事件として訴えたいと子どもが希望する場合がありますので、弁護士等とも相談しながら支援をしてまいります。

○事務局

心理治療については、児童精神科を専門とする医師の配置や小児科、心理職等とチームとして心理の治療に取り組む予定です。

介入と支援の区分けについて、こども相談課で家庭支援を実施していますので、運営の中で

詳細を検討していきます。

人事異動について、短期間での異動は想定しておりません。人事異動のメリットとして、児童相談所へのみ配置されていると、他の福祉施策が見えなくなってくるため、生活保護や障害福祉に関する担当部署を経験することでよりスキルアップできればと考えています。児童相談所が、より身近なところになるために、どうハードルを下げていくか検討していきます。29 ページイメージ図にありますこども総合相談窓口など既存業務も児童相談所の中に入れることで気軽に相談していただく体制をとりながら、そこからハイリスク案件を内部でつないでいく仕組みを考えています。地域の相談支援体制の強化も進めてまいります。

児童心理司として臨床心理士や公認心理師の配置を想定しています。児童福祉司がソーシャルワーカーの役割を果たすと考えています。

学校園との連携は27 ページにお示ししております。要保護児童について法令により情報共有できる仕組みのため、提供できる範囲で一緒に取り組みを進めていきたいです。

○委員

様々な連携は以前から言われているが、まだまだ足りないと感じています。小学校と園側、問題があるときに園と保護者がケース会議するなど、地域との連携がどれだけ強化できるかが重要です。連携ができないと子どもの人権、命が守り切れません。

○委員

市ができることを最大限生かし、地域の民生委員・児童委員・主任児童委員などを活用して地域連携をしていただきたいです。一時保護施設について、地域住民への説明などあるのでしょうか。

地域連携を大切に豊中独自のものを作っていただきたいです。

○委員

南部の小中一貫校のときもあったが、地域住民、関係団体への丁寧な地元説明が必要です。他市町村で児童相談所設置の反発も起きているので、今後をいかに丁寧に説明していくかが大事だと思います。

○事務局

地域連携について、学校園と特別必要なケースについては、情報共有しながら見守りを進めており、設置後もきめ細やかに引き続き対応を行っていきます。施設に関して、地域住民には、具体化した段階で丁寧に説明していきます。

○会長

第7章についてご意見頂戴したいと思います。

○委員

一時保護所について、従来の場合保護とは名前ばかりで隔離されてしまうと聞いています。例えば学校に行けなくなるなど、最長2カ月もそのような状態が続くことはいかかなものなのでしょうか。豊中ではどのように計画しているのでしょうか。虐待で被害を受けた子どもがなぜ隔離されないといけないのでしょうか。安全に安心して今まで通りの生活（学校に行く、園に通う）を続けることを保証することが子どもの最善の利益の保証になるのではと考

えます。

○委員

現在、保護者にどこの一時保護施設にいるか伝えないようになっています。保護者にとって、市内の場所がわかってしまうことが懸念されます。

○事務局

隔離については子どもの人権擁護の観点からも社会問題ともなっていると認識しています。一方で、一時保護所は子どもの安全確保が最優先と考えております。児童相談所から親の連れ戻し等により子どもが危険な状態にさらされることもあると聞いています。そのため通学していた学校に通うのが困難になることもあります。その場合は一時保護所内で学習サポートをしていきたいと考えております。安全が確認できた場合については、通学も含めて環境を整えていくことができると考えています。一時保護所は秘匿性が高いことが必要と考えております。場所についてその考えで取組みを進めてまいります。

○委員

保護者に対する面会通信制限について、大阪府では、基本的に子どもの権利を最優先に考えながら個別ケースで検討しています。実際保護者の中には、一時保護に納得されず子どもを取り戻したい保護者もいます。その前に児童相談所の説明責任があり、一時保護の理由を説明しています。話し合いの中で、こちらの提示する約束が守られれば一定の枠の中で OK になることもあります。

保護された子どもの教育権の保証について、府は広域行政になりますので、難しいですが、豊中市という小さいエリアの中であれば、保護者の理解が一定得られれば通学も可能になると考えます。

○事務局

<事務連絡>

— 閉会 —